

議案第122号

議決事項の一部変更について（指令センター建設（建築）工事請負契約）

平成26年9月議会において議決を得た請負契約について（議案第163号）下記のとおり変更するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条の規定により議決を求める。

平成27年6月10日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

3契約金額中「312,367,320円」を「317,724,120円」に変更する。

提案理由書

1 提案理由

- 平成26年9月議会において議決を得た指令センター建設（建築）工事について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じたため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの

2 提案の概要

- 平成27年2月1日の公共工事設計労務単価の上昇を受け、賃金等の急激な変動に対処するため、さいたま市建設工事請負契約基準約款第25条第6項に基づき、基準日（平成27年2月6日）以降の残工事に係る変動額から受注者負担分として当初請負代金額の残工事分の100分の1に相当する額を控除した額を増額変更するもの

3 根拠となる法令

- (1) さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第2条
- (2) さいたま市建設工事請負契約基準約款第25条第6項